

京都ビルメンニュース KBMA



発行：公益社団法人京都ビルメンテナンス協会 〒612-8419 京都市伏見区竹田北三ツ杭町 45 番地 アイビー・ビル 2A
TEL 075-606-1258 FAX 075-606-1259 ホームページ <http://www.kyoto-bma.or.jp/>
編集：広報委員会 委員長 山下耕平 2020年7月発行

● 国による支援 エイジフレンドリー補助金とは？

高年齢労働者を雇用する中小企業の事業者向けに新設

● 今年度の防除及び貯水の従事者研修は例年通り開催の予定

清掃作業従事者研修指導者講習会は年明けに延期



場所：鞍馬寺(京都市左京区) 撮影：Oda

- ▶ 第10回定時社員総会は書面による議決権の行使により無事終了
- ▶ ビルクリーニング技能士のインストラクター募集にご協力ください
- ▶ 座談会「ホッとコーヒーいかがですか？」では藤井会長・山本副会長・森田副会長が登場！

第 10 回定時社員総会について

書面による決議の報告

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ5月に予定していた第10回定時社員総会の開催を取りやめ、書面による決議を行いました。

つきましては右記承認事項について令和2年6月2日を以て議決権のある社員(正会員の企業様)全員の同意を得たことを報告いたします。

第1号議案	令和元年度事業報告に関する件
第2号議案	令和元年度決算報告承認の件
第3号議案	令和2年度事業計画承認の件

なお、事業報告書及び決算報告書、事業計画書を改めてご覧になりたい方はお気軽に事務局までお越しください。

今年度の講習会について（公益事業委員会）

令和2年5月14日（木）14：00～ 京都ビルメンテナンス協会 会議室

今年度の各講習会の実施について、担当である公益事業委員会の森委員長、山崎副委員長、井上副委員長、浅野副委員長の4名で話し合われました。

▶「清掃作業従事者研修指導者講習会」

2年前より例年6月の開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑みて、今回に限り来年の1月に延期し開催することとなりました。この講習会は3年毎に再講習を受講していただくもので、2021年1月開催の講習会の対象者は2018年(平成30年)2月6日に当協会にて受講された方です。もちろん、他の機関で受講された方や新規の方も受講していただけます。

講習会の詳しい日程は1ヶ月前を目処にホームページにてご案内いたします。会員様にはFAXでのお知らせも行っております。

▶「防除作業従事者研修」「貯水槽清掃作業従事者研修」

今年度も例年通りに、防除は10月、貯水は11月に行う予定です。

▶「ビルクリーニング技能検定 受検準備実技講習」

今年度も9月より1級と3級の受検対策実技講習を行う予定です。その為、講習会の講師・インストラクター向けに8月28日(金)に水準調整会を行う予定です。

現在登録いただいている講師・インストラクターの皆様にはまた改めてお知らせいたしますが、今年度も宜しくお願い致します。

インストラクター募集

京都協会ではビルクリーニング等の実技講習会で活躍していただけるインストラクターの募集をしております！会員企業の代表者様にお願いです。当協会に、技能士の資格をお持ちの従業員様をご紹介いただけませんか。謝金は原則会員企業様宛にお支払いいたします。詳しくは事務局まで。



三役会議 開催

令和2年6月19日（金）11：00～ 京都ビルメンテナンス協会 会議室

京都府では5月21日に緊急事態宣言は解除されましたが、ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインが5月末、全国ビルメンテナンス協会により策定されました。(内閣官房ホームページ)

事務所内では三密を回避し会議においても小グループでの実施を心掛けるということで、今年度の協会活動についてまずは三役に話し合っていました。



他、理事・役員の方には事前にメールにてご意見を頂戴しており、それを元に、藤井会長、山本副会長、

渡守副会長、森田副会長で意見を交わしていただきました。

安全衛生大会や新年賀詞交歓会をはじめ、会員による研修旅行やボウリング大会なども、規模を縮小して開催できないものか、今後の状況をみながら各委員会でアイデアを出し検討していく、ということになりました。

今後は徐々に自粛の緩和も進んでいるため、理事会や各委員会も7月より三密を避けつつ開催予定です。

▶次回の理事会 令和2年7月30日(木)10:30より
※各委員会はこの日までに開催し、報告をする

事務局では、各会議の参加人数により会議の開催場所を会議室よりも広い講習会場に変更するなど三密の回避と換気の徹底を行います。事務局 南部 翼

国による支援 エイジフレンドリー補助金について

<目的>

高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うもので、本年度新たに創設されました。

※事業規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（すべての申請者に交付されるものではありません）

1. 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業の事業者
2. 補助額 補助率2分の1、上限100万円
3. 対象経費 高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費
【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械の設備の導入等
- 健康確保のための取り組み
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

また、新型コロナウイルス感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策も補助の対象となっています。

※ 補助の具体的な条件、申請手続き等の詳細は、
厚生労働省ホームページをご確認ください。



労働災害発生レポート

■事故の型別

[2020年3月～2020年5月迄]

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突さ れ	挟まれ 巻込まれ	合計
人	1	2	0	0	0	0	0	5
区分	切れ こすれ	有害物 質	感電	交通事 故	動作の 反動等	針刺し	その他	
人	0	0	0	0	0	2	0	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳 以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳 以上	合計
人	0	0	0	0	2	3	0	5

■休業日数

区分	休業 なし	3日以内	4日以上	15日 以上	31日 以上	91日 以上	死亡	合計
人	2	0	0	1	2	0	0	5



安全衛生委員会 平井委員長

従事者の皆様の安全衛生をきちんと確保することができれば、職場は安心して働くことができる場となり、作業能率はアップします。一人ひとりの作業能率のアップする程度は小さくとも、それが積み重なれば、職場全体の作業能率が大きく向上することになります。短期的な視点で考えれば些細なことかも知れませんが、長期的な視点でとらえると、企業利益に大きな影響をもたらします。

コロナの終息はまだ先ですが、皆様の健康第一で乗り切りましょう！

※労働災害発生報告の提出期限は毎月5日となっています。Word様式もございますので必要な方は事務局へお申し付けください